

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：教育庁】

機関名称	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）
設置年月日	平成26年8月1日
機関の目的 ・所掌内容	東京都いじめ防止対策基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。 都立学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する措置して同項に規定する調査を行い、その結果を都教育委員会に報告する。
委員数	10人 (うち、女性委員数 3人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	いじめの当事者等の個人情報が含まれている場合があり、すべて公開するのは適切ではないため
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	いじめの当事者等の個人情報が含まれている場合があり、すべて公開するのは適切ではないため
備考	
HPのURL	http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/administration/council/general_conference/attached_institution/bullying_council.html
問い合わせ先	教育庁指導部指導企画課 電話番号：03-5320-6888 FAX番号：03-5388-1733